

7 東農発第359号
令和7年11月12日

区市町村農業委員会長 様

一般社団法人 東京都農業会議
会長 青山 侑
(公印省略)

国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について (お願い)

本会の活動推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り篤くお礼を申し上げます。

さて、本会では東京農業が抱える様々な課題の解決に向け、来年2月24日開催の農業委員会・農業者大会では国に対する要望を、また3月17日開催予定の通常総会では都に対する意見を決定し、要請活動に取り組むこととしております。

つきましては、来年1月に各地区ごとに開催していただく地区別農業委員会検討会では、各農業委員会からのご意見に基づき、これら要望・意見に盛り込む内容を検討したいと存じますので、恐縮ですが各農業委員会におかれましては、年内に開催される総会等の場で都や国に対し要望すべき事項についてあらかじめご協議下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 大会要望ならびに都への意見の決定までのスケジュール
別添メモの3のとおり、地区別農業委員会検討会でご意見をいただき協議をしたうえで各地区の代表者による組織・活動検討会等で検討を重ね、農業委員会・農業者大会や本会の通常総会において決定いたします。
2. 添付する参考資料 (昨年度の都への意見ならびに国への要望)
 - (1) 都への意見 (令和7年3月 通常総会決定)
「令和8年度東京都農業施策に関する意見」
 - (2) 国への要望 (令和7年2月 東京都農業委員会・農業者大会決定)
「東京農業の確立に関する要望」
「都市農業の振興と都市農地保全に関する要望」

担当=村田、飯田
電話03-3370-7145

東京都への意見提出ならびに国への要望について

令和7年11月

一般社団法人 東京都農業会議

1. 東京都に対する意見の提出

(1) 根拠となる法令

農業委員会法第53条により、農業委員会ネットワーク機構（＝一般社団法人東京都農業会議）は関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとされている。

(2) 都への意見の提出（従来から年2回実施）

① 8月：＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

「東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見」

令和7年8月19日 （一社）東京都農業会議臨時総会で決定。

9月17日 東京都へ提出した。

② 3月：＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

「令和9年度 東京都の農業施策に関する意見」

東京都の農業施策や予算全般に対する総合的な意見・要望

令和8年3月17日 （一社）東京都農業会議通常総会で決定予定

(3) 意見提出と実現に向けた活動

◇ 総会での決定後に都へ意見を提出するとともに、区市町村農業委員会長と農林水産部幹部との意見交換会等を開催し実現に向け働きかける

◇ 都議会各会派、関係各機関にも意見書を届け理解を求める

2. 農業委員・農業者大会において決定する国への要望

(1) 第67回東京都農業委員・農業者大会の開催予定

令和8年2月24日

(2) 大会で決定する国への要望の種類（予定）

① 「東京農業の確立に関する要望」

国に対し、東京農業の振興や担い手への支援、農地制度や農業委員会組織のあり方等について全般的に要望する内容

② 「都市農業の振興と都市農地保全に関する要望」

国に対し、都市農地の位置付けを明確化し、その保全に向けた制度や税制を実現するよう要望する内容

(3) 要請活動の実施

① 農林水産省や国土交通省、国会議員等に対し要請活動を行う

② 全国会長大会等の際に農業委員会長らが国会議員等に対し直接要請する

③ 全国農業会議所・全国都市農政対策協議会等を通じて要望を行う

3. 今後のスケジュール

	都への意見 令和9年度 東京都の農業 施策に関する意見(3月意見)	国への要望 I 東京農業の確立に関する要望 II 都市農地保全等に関する要望
意見の 積み上げ 組織協議	① 地区別農業委員会 職員検討会 (11月～12月)	① 地区別農業委員会 職員検討会 (11月～12月)
	② 各農業委員会での協議	② 各農業委員会での協議
	③ 地区別農業委員会検討会 (1月)	③ 地区別農業委員会検討会 (1月)
	④ 農業委員会活動研究会(職員) (1月30日)	④ 農業委員会活動研究会(職員) (1月30日)
	⑤ 組織・活動検討会 ※各地区協議会の代表者等 (2月5日)	⑤ 組織・活動検討会 ※各地区協議会の代表者等 (2月5日)
	⑥ 農業会議 理事会 (2月10日)	⑥ 農業会議 大会運営委員会 (2月10日)
決定 (予定)	令和8年3月17日 農業会議通常総会において	令和8年2月24日 農業委員会・農業者大会において

＜農業委員会法第53条に基づく東京都への意見＞
令和8年度 東京都農業施策に関する意見

東京の農業は、地域に適応した特長ある農業経営の展開がはかられており、かけがえのない多面的な役割を果たしている。この貴重な農地を守るためには、東京都の施策による保全や利活用が不可欠であり、市街化区域では生産緑地の保全や次世代への継承、市街化区域以外では農地中間管理事業による農地の利用集積等を進める必要がある。

さらに、地域農業を担う認定農業者、親元就農者や新規就農者を中心に、意欲的な担い手の確保・育成が急務となっている。

このように様々な課題がある中で、農業委員会・区市町村・JA組織等農業団体においても対応を進めているところであるが、東京都においても「都民を支える東京農業・農地」を次世代につなぐ、さらなる持続可能な独自の支援・振興施策を進めることが強く期待されている。

よって、令和8年度東京都農業施策において下記事項が実現されるよう、第136回通常総会の総意をもって意見を提出する。

記

1. 直面する喫緊の課題への対応

- (1) 肥料・飼料及び生産関連資材や燃料等の価格は、依然として高止まりしていることから、支援策を継続・強化し、制度の充実をはかること。特に影響が大きい畜産経営への支援を強化すること。
- (2) 近年の猛暑は、農業者の営農活動を脅かしていることから、安全な営農環境が確保されるよう施設整備等の支援を拡充すること。
- (3) 都市農地が永続的に保全され、次世代に安心して継承できるよう、相続税制の抜本的な見直しを国へ強く働きかけること。

2. 有害鳥獣対策の強化及び病虫害への対策

- (1) 東京都全域で鳥獣被害が拡大しており、農業者の自助努力や、区市町村単位では解決が困難であることから、猟友会や農業者への支援はもとより、関係予算を一層拡充する緊急的な対策と管理計画の策定等により有害鳥獣の数を減らす対策を強化すること。また、部局を横断した鳥獣害対策本部を設置するなど、体制強化をはかること。
- (2) 新たな病虫害について、取り返しのつかない被害につながりかねないことから、拡大を防ぐよう対策を早急に図るとともに、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

3. 有機フッ素化合物による東京農業への影響に対する対策の強化

「有機フッ素化合物（PFAS）」については、国も実態の把握に取り組んでいるが、東京都においても、随時、正確な情報提供を行うとともに、地域の農業者および自治体等と十分に協議をし、東京都産農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応をはかること。

4. 農地を次世代につなぐ施策の創設と支援

- (1) 災害に強い街づくりには農地が欠かせないことから、防災協定を締結する農地等を次世代につないでいくため、直接支払いの支援施策を講じること。
- (2) 荒廃した一定規模の農地を農地中間管理機構に15年以上貸し付ける等の場合には、当該農地を再生し担い手に貸し付ける東京都独自の土地改良事業等を推進すること。また、東京の農地を増やすというその重要性に鑑み、全地域で事業の補助率を引き上げること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法による農地の権利取得が廃止されることに伴い、令和7年度より、農業者が農用地区域の農地の所有権を取得する際に、これまでの税控除を受けることができなくなる。このことから、引き続き、農業者が税控除を受けられるよう、東京都の農地中間管理事業基本方針を改定し、同事業による農地の所有権取得を可能とすること。
- (4) 農業用ビニールハウスについては、建築基準法2条1号に規定する「建築物」として扱わないという東京都独自の判断を示すこと。
- (5) 地域農業・農地の保全がはかれる「田園住居地域」指定の実現及び「地区計画制度」の活用について支援し、具体的検討を進めること。
- (6) 災害が発生した際に、被災した農業者の営農再開に対する支援に留まらず、被災農地の復旧に対する支援を行うこと。

5. 東京農業の担い手の確保

(1) 認定農業者等の担い手への支援

- ア. 認定農業者・認定新規就農者への支援を拡充するとともに、区市町村が行う認定に至るまでの業務について、東京都の支援体制を強化すること。
- イ. 広域認定農業者について、東京都独自の支援策を講じること。
- ウ. 東京農業においては、小規模ながら意欲的に経営向上に励む農業者がある。その経営体を支援していくため東京都独自の認定・認証制度を創設すること。
- エ. 生産緑地の貸借は、都市農地の減少を防ぐ有効な手段のひとつであることから、生産緑地を借り入れて営農する農業者への支援を行うこと。
- オ. 親元就農者などの後継者確保対策および就農後の支援施策を一層強化すること。
- カ. 農外から新規に参入する就農者の経営確立に向けた支援を継続すること。

また、新規就農者が住居を確保できるよう、空き家対策をはじめ、関係部局と連携した支援策を確立すること。

(2) 女性農業者への支援

女性農業者が希望を持って就農できるための支援及び営農環境の整備等の施策を強化するとともに、仲間づくり等につながる支援を行うこと。

(3) 農福連携の推進

農福連携を推進するため、農家や福祉施設と連携を進め、障害者の就労訓練、雇用の場として、農業・農地の活用を進める施策の拡充とその支援体制を整備すること。

6. 地域の特色をいかした農業の支援

(1) 農業振興地域・市街化調整区域の農業への支援

ア. 農業振興地域の実情を把握し、きめ細かな支援策を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じた制度の運用を講じること。

イ. 「山村・離島振興施設整備事業」が適用される地域以外の農業振興地域等に同等の支援事業を構築すること。

(2) 島しょ農業の振興につながる支援

ア. 離島における資材等の高騰への支援を継続するとともに、今後上昇が懸念される輸送費に対する支援についても対策を講じること。

イ. 基盤整備や担い手確保、新規就農希望者の受け入れ、農産物の販売促進、地産地消の促進、試験研究、コスト低減などの取組みに対する支援を強化すること。

ウ. 島しょ農業の振興に不可欠な役割を果たす農業協同組合や生産者組合、出荷組織に対する支援を強化すること。

7. 担い手の経営力強化に向けた支援

(1) 既存施設への支援

昨今の資材の高騰に鑑み、再利用を促していくため、既存施設の改善や劣化対応への補修費等を支援すること。

(2) 農業改良普及事業の強化

農業改良普及指導員を大幅に増員し事業を強化するとともに、各分野について専門性の高い普及指導員の育成をはかること。

(3) 畜産経営の支援

畜産経営を継続するための直接的な支援施策を強化すること。特に、東京都のオリジナル品種である「トウキョウX豚」や「東京しゃも」、「東京うこっけい」、そして東京ブランドの「東京牛乳」等を都内で絶やさないよう、事業継承につながる支援を強化すること。

(4) 花き・植木経営への支援

- ア. 花きおよび植木生産への新技術や品種開発に取り組み、新たな需要を創出するための施策を強化すること。
- イ. 東京都が行う公共事業においては都内産の花き・植木を優先的に使用すること。

(5) 果樹経営の支援

ナシの火傷病対策について、花粉の自家採取及び国産花粉の調達・確保に対する支援を行うこと。

(6) 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援

環境負荷低減に向けた取り組みを行う農業者に積極的な支援を行うこと。

(7) 6次産業化への支援

農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策及び関連する産業分野との連携強化や販売開拓の支援を強化すること。

(8) 収入保険の保険料補助の継続

様々なリスクから農業経営を守る「収入保険」について、新たに加入する農業者が負担する保険料の補助を継続すること。

8. 都民と共に歩む農業の推進

(1) 学校給食・食農教育の推進

ア. 学校給食における地場産農産物の利用については、できる限り食材としての活用を進めるとともに、関係部局間の連携のもと、生産者組織や自治体、学校はもとより供給流通システムへの支援を強化すること。

イ. 学校教育への協力や食農教育に取り組む農業者及び自治体に対し必要な支援を強化・継続すること。

(2) 都内農産物の流通支援

都民に都内農産物を供給する流通システム等への支援を拡充・強化すること。

9. 防疫体制等の強化

C S F (豚熱)、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の防疫体制を強化すること。

10. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会系統組織の支援強化

農業委員会系統組織の事業活動ならびに運営のための支援を拡充すること。

令和7年 3月17日

一般社団法人 東京都農業会議 第136回通常総会

東京農業の確立に関する要望

令和6年5月29日に改正された食料・農業・農村基本法は、世界の食料需給の変動や地球温暖化の進行、我が国の人口減少や食料、農業および農村を巡る情勢を踏まえ、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の4つを基本理念とし、これらの基本理念を実現するための関連法の整備が進められている。

こうした中、様々な物価の高騰が我が国経済を直撃し、東京の農業経営においても生産コストの大幅な増加を引き起こしており、また、猛暑や豪雨など異常気象への対応も迫られている。

以上の情勢の中で、東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営を実践し、新鮮で安全・安心な食料や生活に潤いをもたらす緑等を供給するとともに、多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

こうした代替の効かない役割を持つ東京農業を将来にわたり維持するためには、規模の大小や経営部門にかかわらず、生産に努力している農家等を担い手として位置付け支援することが重要である。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. 食料安定供給等につながる所得確保対策ならびに価格政策の強化と消費者の農業への理解醸成の推進

日本の食料供給を脅かす不測の事態に対応するため、国内農業生産の増大をはかり、特に、国産農畜産物を基本とした安定供給の確保と自給率の向上につながる所得確保対策ならびに価格政策を強化すること。

また、改正された食料・農業・農村基本法14条に「消費者の役割」と規定された「消費者の農業への理解」を着実に進めるための取り組みを強化すること。

2. 肥料・飼料・燃料、生産関連資材等の価格高騰対策への支援

農業生産に必要な肥料・飼料・燃料、生産関連資材等の価格が高騰していることから、農業者が安心して経営に専念できるよう高騰時における補助制度や無利子融資制度などの事業予算を拡充すること。

3. 有機フッ素化合物による影響への対策

都内各所の河川や地下水から「有機フッ素化合物（PFAS）」が検出されていることから、農業者に対して随時、正確な情報提供を行うとともに、農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応をはかること。

また、本件に関する調査や施策の実施にあたっては、事前に地方自治体の意見を聞くこと。

4. みどりの食料システム法の基本理念の実現に向けた制度の構築

みどりの食料システム法の基本理念の実現のためには、幅広い農業者の取り組みが不可欠であることから、すべての農業者が導入しやすい制度を構築すること。

5. 担い手の育成・支援と所得確保・安定対策

(1) 認定農業者・認定新規就農者の経営向上を後押しする支援施策の拡充

認定農業者や認定新規就農者が農業経営改善計画・青年等就農計画を達成するために必要な支援を拡充するとともに、これらの施策については農業振興地域に限定せず支援が受けられるよう措置すること。

また、複数の都道府県で営農する広域認定農業者については、国が責任をもって支援すること。

(2) 親元就農者の育成・支援

地域農業を担う親元就農者を確保するため、親元就農者への支援対策を抜本的に強化すること。

(3) 低利融資の対象の拡大

農地取得に活用できるスーパーL資金については、対象を農業振興地域の農用地区域に限定しない要件緩和を行うこと。

(4) 新規就農者や規模拡大を図る農業者への支援

新規就農者や規模拡大を図る農業者等の新たに農地を借り入れる者への支援施策を確立すること。

6. 農業用施設の設置に関する改善措置

(1) 畜舎建築特例法の対象の拡大

畜舎建築特例法の対象に市街化区域及び用途地域に定められた地域を含め、畜舎等の新築・改築等ができるようにすること。

(2) 農業用ビニールハウスに対する建築物の取扱い

農業用ビニールハウスについては、建築基準法2条1号に規定する「建築物」に当たらない例外とし、接道等が無い場所での設置を可能とすること。

(3) 農業用簡易作業場に対する建築基準法の取扱い

農業用簡易作業場は建築基準法2条1号に規定する「建築物」であるが、立地条件等から接道のない農地に設置せざるを得ないケースが存在することから、一定要件のもと、設置にあたり建築基準法6条1項に掲げる建築物の例外とし、建築確認を不要とすること。

7. 地域農業振興対策

(1) 農山村・離島振興のための施策の拡充

農山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかること。

特に、離島については離島振興法に基づく離島振興基本方針に掲げられた事項の実現に向けてさらに支援を強化すること。

また、農山漁村活性化法の対象地域の要件を緩和し、多くの農山村・離島地域で、同法の活性化計画が作成されるよう推進すること。

(2) 被災農地の再生支援

災害が発生した際に、被災した農業者の営農再開に対する支援に留まらず、被災農地の復旧に対する支援を行うこと。

(3) 農業振興地域に対する支援

農業振興地域の各種支援事業の採択要件については地域の実情に鑑みて緩和し、柔軟に運用すること。

8. 食農教育の推進

学校給食に地元産農産物を供給する取組を後押しするため、目標値を設定して供給量を増やそうとする自治体や学校、協力する農業者、団体に対し補助金の支給の実施や供給流通システムへの支援施策を強化すること。

また、教育カリキュラムのなかに食農教育を位置づけ、それに協力する農業者や団体に対して必要な支援を行うこと。

9. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による被害の増大により、地域によっては農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない事態となっている。このような有害鳥獣は都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかれるよう、農政局を単位として、駆除と被害低減を両輪とする抜本的な対策を講ずること。また、対策を講ずるにあたっては、地域ごとに実効性のある対策とすること。

10. 防疫体制の強化および梨の火傷病と新害虫への対策の強化

(1) 防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与えるCSF（豚熱）、鳥インフルエンザ、口蹄疫等について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

(2) 梨の火傷病対策の強化

中国などで発生している梨の火傷病について、国内で発生することがないように万全の対策を図ること。

また、中国からの受粉用花粉の輸入が禁止されていることから、梨農家が必要な花粉を確保できるよう支援すること。

(3) 新害虫チュウゴクアミガサハゴロモ対策の強化

新害虫チュウゴクアミガサハゴロモの分布が拡大しており、取り返しのつかない被害につながりかねないことから、さらなる拡大を防ぐよう対策を早急に図るとともに、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

11. 税制関係

(1) 農地の譲渡における特例措置の対象地域の拡大と控除額の増額

農業委員会のあっせんなどにより農地の所有権を移転した際の譲渡所得に対する特別控除について、現行制度の対象は農業振興地域の農用地区域に限られているが、市街化区域も含め対象地域を拡大するとともに控除額を引き上げること。

(2) 青色申告特別控除額の引き上げ

個人経営の農家に青色申告を普及し適切な経営管理を推進するため、青色申告特別控除額を引き上げること。

12. 農業委員会組織の強化

農地の保全と利用促進、そして担い手の確保・育成等に大きな役割を期待されている農業委員会、農業会議、全国農業会議所のネットワークが、今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、事業活動や運営のための予算と人員を十分に確保すること。

13. 国有地の適正管理

荒廃している国有地については、有害鳥獣や病虫害の発生源となっているなど地域農業に悪影響を与えている事例があることから、関係省庁が連携し、適正な管理を実施すること。さらに地域に悪影響が生じた場合は、早急に対応すること。

14. 国有農地の早期解消

現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

令和7年2月20日

第66回東京都農業委員会・農業者大会

都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

都市の農業・農地は、安全・安心な食料の供給や緑の創出といった生産面はもとより、防災機能をはじめ、環境保全や食農教育、文化の継承など、地域を守り豊かにする多面的な役割を果たしている。

このようななか、都内の農業者は大消費地東京という環境を活かしながら多彩な農業を展開しているが、都市地域に特有の営農環境の悪化や税制等による農地継承の難しさといった自ら解決できない課題を抱えており、農地の減少に歯止めをかけることができない状況にある。

また、令和8年に都市農業振興基本法の成立から10年が経過するなか、これまでの都市農業振興施策の成果や課題の検証を早急に開始し、都市農業振興基本計画を見直すことが必要である。

よって、政府・国会におかれては、下記事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 都市農業振興基本法の理念にもとづく振興施策の実施

都市農業振興基本法において示された都市農業の振興施策については、農林水産省や国土交通省をはじめ、関係各省庁が連携してその具体化に着手に取り組むことともに、同法に定められているとおり、都市農業振興施策を実施するために必要な法制上、財政上、税制上等の措置を講じること。

さらに、都市農業振興基本法の施行後も都市農地の減少に歯止めがかからないことから、これまでの都市農業振興施策の成果や課題の検証を早急に開始し、工程表を明らかにした上で、都市農業振興基本計画の見直しを行うこと。

2. 納税猶予制度等都市農地を守り継承する制度・税制の改善

(1) 相続税制等の抜本的な改正および相続財産の適正評価

相続税の課税強化により、都市農地の減少に歯止めがかからない状況にあることから、相続税制等の抜本的な改正を行うこと。

さらに、相続財産である土地の評価にあたっては傾斜や不整形等を勘案し適正な評価を行うこと。

(2) 生産緑地法で規定された農業用施設に対する相続税納税猶予制度の適用

相続が発生した際に、現状では、生産緑地法に規定された農業用施設や畜舎が相続納税猶予制度の適用を受けられないことがあるため、農業経営の継承に支障をきたしており、特に近年の畜産経営の減少が激しく、全く歯止めがきかない状況となっている。このため、早急に当該農業用施設や畜舎を相続税納税猶予制度の適用の対象とすること。

さらに、相続税納税猶予制度の適用農地に生産緑地法で規定された農業用施設を設置した場合は、当該施設部分の納税猶予を継続するよう制度を改善すること。

(3) 相続税における小規模宅地等の特例の拡充

相続税における小規模宅地等の特例について、面積要件を大幅に拡大するとともに、要件を緩和すること。

(4) 防災に資する敷地に対する税制度の創設

国土強靱化や防災に資するため、防災協定等を締結している敷地を相続し、引き続きその機能を維持する場合には、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区と同様に、相続税評価額を8割減等とする制度を創設すること。

(5) 相続による農地の減少や細分化を防ぐ制度の確立

農業を継承する相続人以外の相続人の遺留分侵害額請求権が、農地の減少や細分化の一因となっていることから、農地の減少等を引き起こさない制度を確立すること。

(6) 収用等による譲渡の際の利子税軽減措置の恒常化

収用交換等による譲渡の際の利子税免除について、期限を設けず恒常化すること。

(7) 相続税納税猶予制度の相続人要件の拡大

法定相続人以外であっても遺贈によって農地を受け継ぎ営農を継承する者が納税猶予を受けられるよう、相続税納税猶予制度の対象を拡大する改正を行うこと。

(8) 物納や延納を認める制度改善および管理手法の検討

相続税の納付については相続人の意向に基づいた物納や延納が行えるよう制度の改善を行うこと。

また、国が管理している未利用の土地は地域と連携して、農業者への貸付や公的利用など有効活用を積極的に進めるよう、関係省庁の連携・協議を行うこと。

(9) 生産緑地を農地として農業者が購入した場合の税制の特例

買取り申出がされた生産緑地を農業者が農地として所有権を取得する時には、売り渡した側の譲渡所得について5千万円の特別控除等を設けること。また、購入した農家が負担する登録免許税ならびに不動産取得税を免税とすること。

3. 生産緑地・特定生産緑地の保全対策の強化

(1) 生産緑地での農地中間管理事業の実施

都市地域でも規模拡大や農地の有効活用が実現できるよう農地中間管理事業の対象地域を生産緑地にまで拡大すること。

(2) 生産緑地の買取りに対する国の財政支援

買取申し出がされた生産緑地を自治体がい取りの実績が皆無に等しいことから、自治体の買取が実現するよう国が必要な予算を確保すること。

(3) 営農環境の悪化に対応した生産緑地指定の変更

都市地域の生産緑地では、周囲の宅地化が進展することなどにより営農環境が悪化する農地がある。営農意欲を持つ農家が希望した場合には自ら所有する農地や代替農地に生産緑地指定の変更ができるよう措置すること。

(4) 特定生産緑地制度の指定期限に関する改正

特定生産緑地の指定申請期限に間に合わなかったケースなど斟酌すべき事情が生じた場合には、都市計画決定権者が30年経過後にも指定ができるよう生産緑地法を改正すること。

(5) 都内区市以外の町村が生産緑地制度を導入する際の支援強化

都内区市以外の町村が生産緑地制度を導入する際の支援を強化すること。

4. 都市農業の担い手の確保・支援

(1) 親元就農者への対策の強化

都市農家の経営が継承されなければ都市農業を継続することはできない。よって、都市農業振興施策の中心に親元就農者の確保・育成を置き、さらに経営確立対策を抜本的に強化すること。

(2) 生産緑地の借り手への支援

都市農地貸借円滑化法を活用した生産緑地の貸借は、都市農地の減少を防ぐ有効な手段の一つであることから、生産緑地を借り入れて営農する農業者への支援を行うこと。

(3) 用途地域内の建築制限の改善

都内の生産緑地の約8割以上が第一種および第二種低層住居専用地域に存在するなか、これら地域では、建築物の用途制限が農業用施設の設置が進まない大きな要因となっている。生産緑地法に農産物直売所や農産物加工場等の設置が規定されていることに鑑み、農業用施設を広く建築基準法48条の許可対象とすること。

5. 都市農地の保全と農業振興に欠かせない農業委員会の組織強化

都市農業振興基本法および都市緑地法において都市の中に農地が存在する積極的な意義が明確に位置づけられており、都市農地の保全は良好な都市環境の維持に欠かせない国民的な課題である。

また、同時に都市農業者が農地の保全と活用に前向きに取り組むための農業振興の取組も一層重要になっている。

こうしたなかで農業委員会系統組織が果たすべき役割は非常に重要であることから、その活動を担保するための予算の拡充と組織の強化をはかること。

令和7年2月20日

第66回東京都農業委員会・農業者大会